

(お 知 ら せ)

2 0 2 6 年 3 月 5 日
中 国 電 力 株 式 会 社
上 関 原 子 力 発 電 所 準 備 事 務 所

上 関 地 点 海 上 ボ ー リ ン グ 調 査 に 係 る 妨 害 予 防 請 求 の 判 決 に つ い て (当 社 勝 訴)

本日、山口地方裁判所岩国支部（以下「裁判所」）において、海上ボーリング調査に係る当社の妨害予防請求を認容する判決が言い渡されました。

本件訴訟は、当社が、上関原発を建てさせない祝島島民の会に対し、上関原子力発電所埋立工事施行区域内で行う海上ボーリング調査に対して妨害行為を行わないことを求めて、2022年10月25日に裁判所に提起していたものです。

このたびの判決は、当社のこれまでの主張が裁判所に認められたものであると考えています。

同調査は、安全・安心な原子力発電所の建設に向けて必要なものであり、安全・確実な実施に向け、引き続き取り組んでまいります。

以 上